

ニューカレドニア政府は、5月4日からの予防・制限措置を6月15日に解除し通常の生活に戻ると発表

【ポイント】

- 6月11日(木)、ニューカレドニア政府は、新型コロナウイルスに関連して5月4日(月)から講じていた新たな予防・制限措置を、6月15日(月)に解除する旨を発表しました。
- 6月15日(月)以降、全ての活動を再開できます。マスクの着用は義務でなくなり、各種行事への参加者リスト作成も不要となります。
- しかしながら、コロナ危機の間に講じられ、他の病気予防にも資するものとなる安全シート(スーパーのレジ等に設置されているもの)といった予防措置や衛生措置は、継続が強く勧められています。
- 国際線運航は引き続き7月31日(金)まで停止され、帰還住民の到着時の隔離措置も継続されます。14日間指定のホテルで隔離された後、自宅で7日間厳格な隔離措置を講じることが求められています。

【本文】

1 6月11日(木)、ニューカレドニア政府は、新型コロナウイルスに関連して5月4日(月)から講じていた新たな予防・制限措置を、6月15日(月)に解除する旨を発表しました。

2 同政府は、今次決定が下されたのは、新型コロナウイルス拡散につながり得た最後の陽性感染者が見つかったのは4月4日(土)であり、現在ニューカレドニアにおいて新型コロナウイルスは流行していないと判断されたこと、また、ニューカレドニアへの帰還に際して講じられている予防措置が効果的と判断されたことによると説明しています。サンタ自治大統領は、6月15日(月)以降、ニューカレドニア住民は通常の生活に戻ることができるかと述べています。

3 6月15日(月)以降、全ての活動を再開できます。マスクの着用は義務でなくなり、各種行事への参加者リスト作成も不要となります。

4 しかしながら、コロナ危機の間に講じられ、他の病気予防にも資するものとなる安全シート(スーパーのレジ等に設置されているもの)といった予防措置や衛生措置は、継続が強く勧められています。

5 国際線運航は引き続き7月31日(金)まで停止され、帰還住民の到着時の隔離措

置も継続されます。14 日間指定のホテルで隔離された後、自宅で 7 日間厳格な隔離措置を講じることが求められています。

6 ニューカレドニアは、感染者が不在であるウォリス・フツナとは、6 月 5 日(金)以降フライトが再開しています。ニュージーランドとのフライト再開については、ニュージーランドと豪州間のフライト再開の直後から検討される予定です。フィジーやバヌアツといった地域内の国々との措置緩和の可能性についても今後検討される予定です。

詳細については、以下のリンク先をご参照ください。

○ニューカレドニア政府発表

<https://gouv.nc/actualites/12-06-2020/retour-une-vie-normale-en-caledonie>

○ニューカレドニア政府プレスリリース

https://gouv.nc/sites/default/files/atoms/files/2020.06.11_point_de_situation_global.pdf

【参考になるサイト】

○ニューカレドニア政府

<https://gouv.nc/coronavirus>

○ニューカレドニア保健省ホームページ

<https://dass.gouv.nc/>

○在ニューカレドニア仏高等弁務官事務所(新型コロナウイルス特設ページ)

<http://www.nouvelle-caledonie.gouv.fr/Actualites/COVID-19>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ(ニューカレドニア)

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_nc.html

【問い合わせ先】

●在シドニー日本国総領事館

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street, Sydney NSW 2000Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web : https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email : japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

●在フランス日本国大使館

Ambassade du Japon en France

7, avenue Hoche 75008 Paris

代表電話:01-4888-6200(海外からは+33-1-4888-6200)

Web: https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: consul@ps.mofa.go.jp

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>